

## ～ 特集2 ～

### ロシア・中央アジア諸国における倒産法制

元 JICA 長期派遣専門家・弁護士

松嶋希会

#### 1 はじめに

本稿は、ロシア連邦、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国（以下、それぞれ「ロシア」「ウズベキスタン」「カザフスタン」「キルギス」「タジキスタン」という。）における法人に対する倒産制度の概要を紹介するものである。

ウズベキスタンの倒産法を知るきっかけは、JICA 技術協力プロジェクト「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」であり、このプロジェクトで、ウズベキスタン倒産法の注釈書を作成するため、2年間半、同国の倒産法と向かいあった。ウズベキスタンでは、2003年に新しい倒産法が成立したが、この法律を全体的に解説した書籍がなく理解が進まないことから、注釈書を出版するプロジェクトが始まり、それ故、現地においても倒産法に関する資料は非常に乏しかった<sup>1</sup>。日本側プロジェクト参加者は、ウズベキスタンの倒産法を理解するために、2002年に成立していた新ロシア倒産法を勉強し、カザフスタン等他の中央アジア諸国の倒産法については、比較検討する余裕はなかったが、時折、参考することもあった。中央アジア諸国の法制に対する日本の関心は、実務上も学問上も低い、そもそも、知るための資料が日本に少ないことも一因かと思われ、この度、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ロシアの倒産法も和訳し<sup>2</sup>、合わせて、本稿において、各国制度の概要を紹介することとした。

上記プロジェクトでは、条文の不備や、他国制度を輸入しただけの社会実態に合わない条文が原因で、条文と運用が乖離していることが度々判明し、ウズベキスタン倒産法ですら不明瞭な点が少なからず残っている。カザフスタン、キルギス、タジキスタンの倒産法についても資料が少なく、条文の解説に挑戦したもの<sup>3</sup>、謎のままの点も多く、各国間、また、日本や他国との比較考察には至っていないことも断っておく。

<sup>1</sup> 日本語文献としては「ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却」（遠藤賢治 比較法学（早稲田大学）第38巻第2号129ページ）が参考になる。

<sup>2</sup> ロシア語版からの翻訳である。中央アジア諸国では、正式な法令は国語によるが、ロシア語が未だに公用語として使われロシア語の法令も出されている。同じロシア語には同じ日本語訳をあてたが、「倒産」「破綻」「支払不能」の定義は各国によって異なる。法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイト

（<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>）に掲載される予定である。ウズベキスタン倒産法注釈書（ウズベク語、ロシア語、日本語、英語（予定））も、上記サイトから入手できる。

<sup>3</sup> ロシア語の法令を参考にしている。

## 2 独立国家共同体 (CIS) 諸国での倒産法制の展開

1991年のソ連崩壊と同時にその構成国は主権国として独立したが、1992年、CIS諸国間の商業法令の統一を図ることを目的としてCIS諸国国会間委員会<sup>4</sup>が設置された。この委員会は、これまで、民法、税法、土地法といった基幹法令を含む220ものモデル法（ロシア語）を策定し各構成国に提案してきている。モデル法の策定に際しては、ヨーロッパ法令を基礎としていることが明言されている<sup>5</sup>。近年では、2001年に証券取引法、2005年に知的財産法及び投資家保護法のモデル法が提示され、2008年春には、会社関連法令についての検討が開始される<sup>6</sup>。倒産に関しても、1997年12月に倒産法、1997年及び2005年11月に金融機関倒産法のモデル法が成立している。前者の倒産法は、全176条からなり、一つの法律の中に、清算型手続も再建型手続も規定している。

各国の倒産法の制定状況をみると、独立直後に最初の法律が制定された後、1997年または1998年に新法が採択されている。ロシア（1998年3月）、ウズベキスタン（1998年8月）が、モデル法を参考にしたことは、条文からも明らかである。さらに、ロシアが2002年10月に大改正したのに続いて、ウズベキスタン（2003年4月）とタジキスタン（2003年12月）も新倒産法を制定しており、この三国の現行倒産法は酷似している。一方、カザフスタンとキルギスは、それぞれ1997年1月、1997年9月に新倒産法を制定後、独自に改定を重ね現在に至っており、上記三国の制度と比較すれば、その相違がわかりやすい。

ロシア型（ウズベキスタン、タジキスタン）では、倒産事件は、裁判所への倒産認定の申立てにより始まり、債権者集会が債務者を清算するか再建するかを決議する。当該決議を受けて、裁判所が、清算か再建かの最終判断をする。カザフスタンとキルギスでは、若干構成が異なるものの、申立人が清算型手続か再建型手続かを指定して裁判所へ申し立て、これにつき裁判所が判断を下す。

各国とも、清算及び再建の手続を含む倒産法という法律が基幹法令であるが、そのほかに下位法令も非常に多く、また、銀行等について特別な法令を定めている国もある。

個人の倒産は、ロシア法では認められているが、その他の国の倒産法では、事業活動を登記し個人事業者と認められている自然人に限り、倒産が認められている<sup>7</sup>。

トルクメニスタンの倒産法は、1993年10月に成立し、その後、一度も改正されていないようである<sup>8</sup>。CIS諸国の倒産法制の原型を残すものとして興味深いのが、本稿では割愛する<sup>9</sup>。

<sup>4</sup> Межпарламентская Ассамблея государств-участников Содружества Независимых Государств

<sup>5</sup> 欧州復興開発銀行（EBRD）は、直接、CIS諸国国会間委員会の立法作業を支援している。

<sup>6</sup> 1996年制定の株式会社法のモデル法の見直しであり、EBRDを通じ主にドイツが支援をする。

<sup>7</sup> カザフスタンでは、個別章は設けられていないが、個人事業者にも倒産法が適用される。

<sup>8</sup> 1999年11月成立の株式会社法、2000年6月成立の企業法、2007年3月成立のダイカン経営企業（家族経営農業企業）法にも、倒産が企業の活動停止事由となることが規定されているのみである。1998年成立（2003年改正）の民法には、個人事業者の倒産が規定されている。

<sup>9</sup> 全43条、総則（1章）、倒産事件の裁判外手続（2章）、経済裁判所における倒産事件手続（3章）、再建手続（4

### 3 倒産事件を審理する裁判所

各国の倒産制度の説明に入る前に、倒産事件の管轄裁判所に触れておく。

ロシア、ウズベキスタン、タジキスタンでは、最高裁判所を頂点とする通常裁判所のほかに、法人事件や経済紛争を処理する裁判所の系統がある（ロシアでは仲裁裁判所、ウズベキスタンやタジキスタンでは経済裁判所である。商事裁判所と訳されることもある。）。ロシア仲裁裁判所には民事部と行政部があり、倒産事件は行政部で扱われている<sup>10</sup>。ウズベキスタン経済裁判所にも専門部はないが、最高経済裁判所とタシュケント州経済裁判所では倒産事件を専属で担当する裁判官がいる。タジキスタンでは専属の裁判官はいないとのことである<sup>11</sup>。一方、カザフスタンとキルギス<sup>12</sup>では、最高裁判所を最高機関とする通常裁判所が、倒産事件を含む経済紛争も扱っている。もっとも、カザフスタンには16の特別広域経済裁判所が存在し、倒産事件はこの特別裁判所で処理されている。

最高仲裁裁判所、最高経済裁判所や最高裁判所では、その総会において法令の適用上の問題を解決する決議をとることがあり、倒産法に関する決議も倒産法及び下位法令と同等の重要性を有している。

### 4 ウズベキスタン倒産法（全192条）

1章 総則（1条～29条）	7章 清算手続（124条～144条）
2章 裁判外再生支援（30条～34条）	8章 和議（145条～155条）
3章 経済裁判所における倒産事件の審理 （35条～61条）	9章 特定法人の倒産に関する特則 （156条～173条）
4章 監視（62条～75条）	10章 個人事業者の倒産（174条～184条）
5章 裁判上の再生支援（76条～90条）	11章 簡易倒産手続（185条～189条）
6章 外部管財（91条～123条）	12章 最終章（190条～192条）

#### （1）基本構造

倒産法の適用範囲は、民法及び倒産法を合わせて検討しても不明確であるが、公的な資金で運用されている組織<sup>13</sup>、政党や宗教団体以外の法人に適用されるとされている。

章）清算手続（5章）、和議（6章）からなる。

<sup>10</sup> 倒産事件は、銀行取引や民事部の係争にも関わることから、モスクワ市仲裁裁判所は、ロシア連邦最高仲裁裁判所総会の決議をもって倒産専門部を創設するよう要請している（2007年6月）。

<sup>11</sup> 最高経済裁判所では倒産事件を専門に扱う4名の裁判官による評議会 коллегия по банкротству がある。

<sup>12</sup> キルギスにおいても、1992年以来、仲裁裁判所が経済紛争を扱っていたが、2003年の憲法改正により、仲裁裁判所は通常裁判所に一本化され、現在は、通常裁判所が倒産事件を処理している。

<sup>13</sup> 運用管理権に基づく国営単一企業、国立の学校や病院がこれにあたる。国が株式を一部でも保有しているにすぎないいわゆる国有企業には、倒産法が適用されうる。

## ① 事件開始・開始事由

倒産事件は、債務者を倒産者と認定してくださいという裁判所への申立てにより始まる。申立権は、債務者、債権者、倒産事件を管轄する国家機関、検察官に与えられている（6条、25条）。この申立ては、法的には、債務者の倒産認定を求めるものであり、倒産が認定されると法人は清算される。申立ての際、清算・再生についての意見が付されることもあるが、再建のための手続を特定し、当該再建型手続の開始を申し立てることはできない。裁判所は、申立てを検討し、5日以内に申立てを受理するか否か決定する（45条）。申立てが受理されると倒産事件が開始され、裁判所は、事件を審理する期日（債務者の倒産を認定するか否かを判断する期日）を申立受理から3ヶ月の期間内で指定する（49条、例外的に2ヶ月延期することができる。）。

事件の開始には、申立債権者の債権が、弁済期を3ヶ月徒過しており（4条、倒産兆候）、その額が最低賃金月額額の500倍以上でなければならない（5条2項。ただし、債務者の行方が不明である場合や財産がない場合はこの限りではない。）。2008年1月時点では、最低債権額は9,315,000スム（約7,190米ドル）である<sup>14</sup>。債務超過は要件ではない。債務者申立ての場合、3ヶ月不履行の事実がなくともその恐れがある場合（7条）、注釈書によれば負債額に関係なく、申立てが認められる。

## ② 監視（4章）・第一回債権者集会

裁判所は、また、事件開始と同時に、一時管財人を任命し「監視」という保全手続を債務者に適用する。監視は、2003年に導入された手続であり、債務者に財産がないために事件が簡易手続で処理される場合（11章）を除き、申立人や債権者からの申立てがなくとも必ず実施される。事件審理期日までの間、一時管財人は、債務者財産を保全し債務者の財務状況を分析する。債務者の経営権限は債務者に残るが、その行使には一定の制限が課される（64条）。債権者は、倒産事件が開始すると債務者に個別に支払いを請求することができなくなり（63条）、監視開始の公告から30日の期間内に債務者（裁判所、一時管財人）に債権を申し出て（70条）、債権者集会の構成員となることで、事件に参加する。事件に参加する債権者を確定するために、一時管財人により債権登録簿が作成される（67条1項）。

一時管財人は、裁判所による審理期日の少し前に、第一回債権者集会を開催し、債務者の財務状況を報告する（71条）。債権者は、この報告を元に、債務者を倒産者として清算するか再建を試みるかを、全債権者（欠席債権者も含む）の保有する債権額の過半数で決議し、裁判所にその旨申し立てる（72条以下）。

---

<sup>14</sup> 最低賃金月額は、大統領令により定められるが、かかる指標は、カザフスタンのように年毎に見直されるのではなく、必要に応じ改定される。2007年には2回改定され、2007年11月から最低賃金月額は18,630スム（約14.3米ドル）である。EBRD発表の2006年一人当たりGDPは、655米ドルである。EBRD発表数値以外は、1米ドルを1,295.52スムで換算している。

### ③ 清算型手続または再建型手続の選択・実施

債権者集会の決議は裁判所を拘束しないが、裁判所は、一時管財人の財務状況報告書や債権者集会決議を検討した上、倒産を認定し「清算手続」を開始する本案決定（申立てを認容する判決）か、倒産認定を拒否する本案決定（申立てを棄却する判決）を出す（50条）。倒産兆候がない場合や虚偽倒産と判断された場合等、倒産認定は拒否され、倒産事件は終わる。倒産が認定されると、債務者の全財産を売却し、その売却代金を債権者に配当した後、債務者を清算する「清算手続」が開始される。

債務者に倒産兆候があっても、再生（支払能力の回復）の現実的可能性があると認められる場合、裁判所は、倒産認定の申立てについて判断をせず、つまり、本案決定を出さずに、再建型の手続を試みる決定を出すこともある。「裁判上の再生支援」か「外部管財」の開始決定である（50条）。これらの再建型手続が成功した場合、倒産事件手続は、倒産認定の申立ての本案判断なく、打ち切られる。再建が進まず支払能力が回復しない場合、債務者の倒産を認定する本案決定が出され、清算手続が開始される。

### ④ 清算型手続—清算手続（7章）

倒産認定と同時に清算手続が開始される。この際、裁判所は、清算手続の期間を指定し、清算の任務にあたる清算管財人も任命する（126条）。清算手続の期間は最長1年とされており（124条）、例外的に裁判所の決定により1年の範囲で延長することが認められている。清算手続開始で事業停止が予定されているわけではなく、債務者は事業を継続する。債務者の財産管理・事業経営権は清算管財人が有し、清算管財人は、手続中、事業を停止し財産を売却していくこともあるし、営業を譲渡することもある<sup>15</sup>。被雇用者も、事業処理に合わせて、順次、解雇されていく。双方未履行の契約は、債務者に不利である、長期契約であるといったものであれば、清算管財人が履行を拒絶し解除することができる（128条、102条）。契約の相手方が、この点を明確にするよう清算管財人に求める権利は法定されていない。また、利害関係人との法律行為や事件開始後の偏頗弁済といった債務者による一定の法律行為は、清算管財人が、裁判所に訴えることにより無効とすることができる（128条、103条）。

債務者の財産は、債権者集会の承認した売却計画に基づき、清算管財人が競売で売却する（129条、135条）。競売価格は、査定価格に基づき、債権者集会が決定する。

管財人の報酬を含む手続費用や日々発生する事業運営費、倒産事件開始後（監視開始後）に発生した債権、生命等の損害賠償請求権<sup>16</sup>等は、支払期日に支払われる。被担保債権は、担保物の売却代金から優先して弁済を受ける（133条）<sup>17</sup>。その他の債権

<sup>15</sup> 制度としては、このような中で、債務が全て弁済され、債務者法人のまま事業継続が可能である場合、倒産認定の本案決定が取り消されて、通常の取引世界に戻ることもできる（2006年1月27日付ウズベキスタン最高経済裁判所総会決議第142号第25項）。

<sup>16</sup> 他国法でも優遇されているこの債権は、ある額の損害賠償金を受け取る権利ではなく、一定の年齢まで毎月一定額を受け取る権利である。

<sup>17</sup> 企業担保権が設定されている場合、まず、手続費用等や労働債権が先に支払われる（133条3項）。

は優先順位に従い支払われる（134条）<sup>18</sup>。支払開始は清算管財人の裁量であり、裁判所の決定等は不要である。第一順位は租税債権（ただし清算手続開始後に発生したものは第六順位）、労働関連債権、被雇用者の扶養家族の扶養料債権<sup>19</sup>等、第二順位は強制保険に基づく債権等、第三順位は被担保債権の担保割れ部分、第四順位は無担保債権、第五順位は株主等社員の未払いの利益配当請求権、第六順位は届出期間経過後に届けられた債権等のその他の債権である。債権の相殺は、上述の弁済順位や同順位債権の按分弁済に反する結果となる場合は認められず（138条4項）、実際に相殺が認められることはないように考えられる。

債務者の全財産を配当後、清算管財人は裁判所に報告書を提出する。事件終了にあたって債権者集会が開催されることはなく、裁判所が報告書を審理後に清算手続終了の決定を出し、倒産事件は終了する。

## ⑤ 再建型手続（5章・6章）

再建型手続には、裁判上の再生支援手続と外部管財手続がある。

外部管財手続は、裁判所の任命する外部管財人が会社の経営権限を保有し、会社の再建を図る手続である。期間は2年内である（91条）。外部管財人は、任命から1ヶ月以内に再建施策をまとめた外部管財計画を策定し債権者に示し、外部管財開始から2ヶ月以内に債権者集会を招集して、出席債権者の過半数の賛成で外部管財計画の承認を受ける（107条）。外部管財計画は、不採算部門の停止、遊休資産の売却、株式発行、営業譲渡、資産の置換<sup>20</sup>といった経営改善案を含まなくてはならないが（106条）、債権弁済の記載は法定要件ではない。外部管財人は、清算管財人同様、財産を競売で売却し（110条、111条）、一定の双方未履行契約を解除し（102条）、債務者が行った法律行為の無効認定を裁判所に求めることができる（103条）。

この間、倒産事件開始後に発生した債権等の債権を除き、支払いは猶予され（93条）、例えば、第一順位債権に支払う財源が溜まった場合（債権の順位は、清算手続の場合と同様である。）、外部管財人は、裁判所の決定を得て、当該債権を支払うことができる（120条）。または、外部管財計画を完遂し債権者集会が完遂を確認してから、外部管財を終了し支払手続に移行する裁判所決定を受けて、全債権者への弁済を行うこともできる（119条）。この支払手続の期間は6ヶ月を超えることはできない。裁判所が外部管財人の報告書により支払完了を確認すると、倒産事件は終了する。

裁判上の再生支援は、会社の執行機関に経営権限が残り、再生支援管財人の監督の下、債務者を再生させるDIP（Debtor-In-Possession）型手続で、2003年の改正により追加された再建型手続である。債務者は、監視期間中、裁判上の再生支援実施

<sup>18</sup> 実際には、その内容には不明確な点が多い。

<sup>19</sup> 雇用主も被雇用者の給与からその扶養家族に扶養料を支払う義務を負うことがある（家族法137条）。

<sup>20</sup> 新たに設立した株式会社に債務者の財産を現物出資して、その株式を売却することで、債務者財産を換価する方法である（115条）。

を第一回債権者集会か裁判所に求めることができるが、その際に、再生の計画（再生支援計画）と債務弁済計画表を提示しなくてはならない。株主（社員）や第三者も、同様に、裁判上の再生支援の開始を申し立てることができるが、この場合、再生の計画（第三者の場合不要）、債務弁済計画表のほかに、債務弁済計画表記載の債務を、債務額の120%の額で保証する必要がある（77条）。手続の実施期間は、最長2年で、この間に、再建し弁済も完了しなくてはならない。ただし、債務を保証した者が弁済をするためであれば、6ヶ月延長することができる（78条）。

手続中、債務者は会社経営権限を行使できるが、不動産の処分や大口取引等一定の法律行為を行うには、再生支援管財人、債権者集会の同意が必要である（79条）。

外部管財計画も、再生支援計画・債務弁済計画表も、いかに事業を立て直していくのかという施策であり、債権の弁済時期を提示することはあっても、債務免除案というようなものではない。外部管財も裁判上の再生支援も、一時、債務の弁済を棚上げにし、その間に事業改善を図り弁済資金を貯め、それにより債務を全額弁済することを予定している。債務免除を受けようとするのであれば、後述の「和議」締結と組み合わせる必要がある。倒産事件は債務を全額弁済する制度という考えが根底にあるため、倒産事件内において届け出なかった債権も失権せず、監視手続中の届出期間に届けなくても、その後を開始される手続で届け出ることができ、再建型手続では届出期間が設定されていない。再建型の倒産事件において届け出る意味は、管財人により、または、管財人や裁判所の監督の下で、確実に弁済してもらえらえるという特典を与えられるという点にあり、それ故、倒産事件において債権を届け出るか否かは、債権者の「権利」とされている。

## ⑥ 和議（8章）

和議は、債務の支払延期や減額等についての債務者と全債権者との合意であり、倒産事件のどの段階においても締結することができる。和議は、全債権者の債権額の過半数及び全担保権者の賛成により締結され（145条2項）、裁判所の承認によりその効力を発する（145条6項）。これにより、倒産事件手続は終結する（150条）。承認された和議には執行力はないので、債務者に和議不履行があった場合、債権者は、和議により認められている債権の請求を、一般手続において裁判所に提起することになる（155条）。

## ⑦ 簡易倒産手続（11章）

通常清算中に債務超過が明らかになった法人、代表者の所在がわからない企業や財産がない法人に対しては、簡易な手続が適用される。倒産事件と同時に倒産が認定され、債権届出期間の1ヶ月経過後（186条3項）に事件が終了する。清算管財人は任命されるが、管財人資格を有する税務機関や倒産事件を管轄する国家機関の職員が任命されるので、管財費用はかからないとされている。後述の事件統計が示すとおり、

実際には、多くの事件が簡易倒産手続である。

### ⑧ 特別な法人に対する倒産手続（9章）

街形成企業、従業員 3,000 人以上の大企業、国防関係企業、自然独占事業体、農業企業、銀行、保険会社や証券会社については、特則が設けられている<sup>21</sup>。しかし、規定は少なく、特に、農業企業や銀行については、特別法の必要性が指摘されている。

### ⑨ 裁判外手続（2章）

倒産法には、国や関係者が裁判手続によらずに債務者の再生を支援する「裁判外再生支援」も若干規定されている。原則として、倒産事件が開始されていない法人に実施されるが、国が持分を有する企業については、倒産事件開始後に、倒産事件を管轄する国家機関の判断により、債権者の合意があれば、裁判外再生支援の適用を決定し倒産事件を終わらせることができる（61 条）。裁判外再生支援は、国家の支援により実施されることもあり、その手続は別途、内閣令により承認された規程に定められている。

## （2）債権者・担保権者

ウズベキスタンの倒産法制上、債権者の意思が重要となっているが、条文からすると債権者の地位は非常に不明瞭である。倒産事件が開始すると、債権者は、個別請求ができず、財産への執行も認められない（10 条 1 項、63 条、93 条）。一方で、個別弁済が認められる債権があり、その範囲が条文上明確ではなく、注釈書ではロシア倒産法により補った内容で説明されている（ロシア倒産法の説明を参照）。また、個人の損害賠償請求権や労働債権等の社会政策上保護される債権は、倒産法上も優位に扱われているようだが、その扱いは法制全体で一貫していない。

担保権者の地位も非常に曖昧である<sup>22</sup>。事件が開始すると、どの倒産手続であっても、担保権を実行することは認められないとされている。再建型手続で担保物を売却する場合、一般の場合同様、担保権者の同意が必要とされており<sup>23</sup>、売却代金は、清算手続の規定に従って配分されているが、担保物が売却されない場合の担保権者の地位は何ら規定されておらず、おそらく、他の一般債権者と同様に弁済を受けるものと考えられる。

## （3）管財人

倒産手続遂行のための特定資格を持ち裁判所が任命する専門家は、裁判所任命管財人

<sup>21</sup> 最初の 4 企業については、開始事由が 6 ヶ月の債務不履行・最低賃金月額 5,000 倍の債務、5 年間の外部管財、また、銀行には外部管財が適用されないといった特則がある。

<sup>22</sup> この点は、倒産法の問題というよりは、ウズベキスタンにおいて担保権の理解が進んでいないことが大きな要因と思われる。

<sup>23</sup> 一般に、担保物の売却に担保権者の同意が要求されている（担保法 21 条 3 項）。ロシア倒産法では、82 条 6 項（財政健全化）、101 条 5 項（外部管財）が担保権者の同意を要求している。



と総称される（一時管財人、再生支援管財人、外部管財人、清算管財人）。実際は「裁判所が任命する有能な経営者」と言える。特に再建型手続では、債務免除を受けずに債権を全額弁済できるような事業を立て直す任務を負っており、経営経験が管財人の資格を得る要件にもなっている。法律家の管財人は非常に少ない。任命権限は裁判所にあるが、推薦権限は債権者にある。もともと、銀行やその代理人となる弁護士に聞いたところでは、指定できるほど管財人の情報を持っておらず、後述の倒産事件を管轄する国家機関に推薦者を出してもらったことが多いとのことである。

#### （４）倒産事件を管轄する国家機関

倒産事件を管轄する国家機関は、現在、財務省下にある非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会<sup>24</sup>である。当該機関は、管財人の資格授与、手続における活動監督のほか、国が債権者となる事件や国が債務者の株主である場合に、国の利益を代表する立場で、倒産認定を申し立てる権限も含む、倒産事件に参加する権限を有する。また、通常、企業の財政モニタリングを行い、倒産兆候のある企業を監視し、必要であれば、国家支援による再生支援を実施し、または、倒産事件を申し立てる。

#### （５）事件件数<sup>25</sup>

ウズベキスタンでは約46万法人が登記されているが<sup>26</sup>、2006年前半期の半年間で、2,298社が清算手続を実施した（うち1,768社が2006年前半期中に倒産と認定された。）。このうち、255社が7章の定める清算手続で、残りは財産がなく簡易倒産手続で処理された事件である<sup>27</sup>。この半年間では、16社が裁判外再生支援を、8社が裁判上の再生支援を、43社が外部管財を実施した。手続は不明だが、17社が手続を終了し、うち8社が支払能力を回復し、7社は外部監視が完了せず清算手続に移行した（その他2社の処理内容は不明である。）。

---

<sup>24</sup> Государственный комитет РУз по демонополизации, поддержке конкуренции и предпринимательства

<sup>25</sup> 2006年9月5日付関税税務委員会ニュースに掲載された非独占化国家委員会による記事より。

<sup>26</sup> ウズベキスタン共和国統計国家委員会発表（[http://www.stat.uz/STAT/II\\_2007/doklad\\_rus.pdf](http://www.stat.uz/STAT/II_2007/doklad_rus.pdf)）によれば、2007年7月1日時点で国家登記をしている法人は461.2千社、うち実際に活動している法人は423.0千社である。株式会社形態の法人は0.4%、また、415.0千社が小企業に分類されている。

<sup>27</sup> 倒産事件の申立ては、9割が債権者申立てと言われている。

## 5 ロシア倒産法（全 233 条）

1 章 総則（1 条～29 条）	7 章 破産手続（124 条～149 条）
2 章 倒産予防（30 条～31 条）	8 章 和議（150 条～167 条）
3 章 仲裁裁判所における倒産事件の審理 （32 条～61 条）	9 章 特定法人の倒産に関する特則 （168 条～201 条）
4 章 監視（62 条～75 条）	10 章 個人の倒産（202 条～223 条）
5 章 財政健全化（76 条～92 条）	11 章 簡易倒産手続（224 条～230 条）
6 章 外部管財（93 条～123 条）	12 章 最終章（231 条～233 条）

### （1）概要

国有企業（運用管理権に基づく単一企業）、施設、政治団体、宗教団体以外の法人に適用される（1 条 2 項、民法 65 条 1 項）。また、国家会社も、その成立を定める法令が認める場合、倒産法の適用を受ける<sup>28</sup>。金融機関には、倒産法のほか、「金融機関倒産法」（1999 年 2 月 25 日制定）も適用される。

倒産事件手続の流れは、申立権の発生、監視の開始手続を除き、ウズベキスタン倒産法と大筋で同じである。倒産認定の申立てが受理されると倒産事件が開始する。一時管財人が任命され「監視」手続が実施されている間に、第一回債権者集会において債務者の運命が決められる。最終判断は裁判所が下し、倒産が認定されると「破産手続」（1 年以下、6 ヶ月延長可能）が開始される。もしくは、債務者にその経営権限が残る DIP 型再建手続「財政健全化」（2 年以下）か、債務者の経営権限が管財人に移譲される Non-DIP 型再建手続「外部管財」（18 ヶ月以下、6 ヶ月延長可能）が導入される。この間、債務者は債権者と「和議」を締結し、事件を終了させることもできる。ウズベキスタンと同様の「簡易倒産手続」も用意されている。「倒産予防」として、裁判外において第三者が債務者を支援することができる旨定められているが、ウズベキスタンのような国家支援はない。

### （2）申立て・監視開始・事件審理

倒産認定の申立権限は、債務者、債権者及び倒産関連国家機関<sup>29</sup>にあり（7 条）、2002 年の改正により検察官の申立ては廃止されている。

事件開始（申立受理）には、債務者に対する債権が、弁済期を 3 ヶ月徒過し（3 条、倒産兆候）、その額が 100,000 ルーブル（約 4,040 米ドル）以上あることが必要である（33

<sup>28</sup> 例えば、国家会社「ROSTEKHNOLOGII」や原子力国家会社「ROSATOM」については、それぞれ連邦法により、倒産法は適用されないとされている。

<sup>29</sup> 従前、財政健全化・倒産に関する連邦局（Федеральная служба России по финансовому оздоровлению и банкротству）であったが、2004 年以降は、経済成長・商業省の企業統治部（Департамент корпоративного управления Министерства экономического развития и торговли）が該当する。同部には、最高仲裁裁判所長等で構成される倒産・財政健全化に関する専門協議会も設置されている。

条2項)<sup>30</sup>。ただし、債務者は、弁済期に債務を弁済ができない状況があれば、弁済期前であっても申し立てることができる(8条)。

債務者申立ての場合、申立てが受理されると一時管財人が選任され監視が開始する(62条2項)。債権者申立ての場合、ウズベキスタン倒産法と比較すると手続が煩雑で時間を要する。債権者に申立権が発生するのは、申立ての基礎となる自身の債権に関する執行正本を執行機関に提出し、その写しを債務者に送付した日から30日経過後である(7条)。つまり、債権者は、まず、個別回収を試みなければならず、債権の弁済を裁判所に提起し、勝訴判決を受け<sup>31</sup>、さらに、執行手続に着手しなければならない。裁判所は、申立ての受理と同時に、申立債権者の債権の根拠を審理する期日を指定する。当該期日は、申立受理から15日以降30日経過前でなければならず(41条6項)、債務者は受理決定を受領してから10日以内に、申立てに対する意見書を提出することができる(47条)<sup>32</sup>。裁判所は、審理により申立債権者の債権の根拠・債権額を確認した後に監視を開始する(48条、62条1項)。監視開始までの間、裁判所は、債務者財産の保全措置をとることができる(42条7項)。

事件審理期日は、申立受理から7ヶ月以内に行えばよく、この間、監視手続が実施される(51条、62条3項)。

### (3) 債権者・担保権者

債権者の地位・債権額の算定は明確とはいえないが、ウズベキスタン倒産法よりは詳細な規定が置かれている(4条、5条、12条以下、135条以下等)。倒産手続によらなければ弁済を受けられない債権か随時弁済を受けられる債権かは、発生時期及び履行期により決まる。適宜に支払われる債権は、監視手続、財政健全化手続、外部管財手続においては、事件開始後に発生した債権、及び、各手続開始後に履行期の到来した債権である(5条)。例えば、事件開始前に発生したものの、監視手続開始後に履行期の到来した債権は、監視手続においては履行期に弁済される。もっとも、この際に弁済されずに、次の手続(例えば外部管財)が開始した場合、当該債権は外部管財手続では、所定手続によらなければ弁済を受けられない。倒産手続によらなければならない債権は、破産手続の際の配当順位に従い、弁済される(84条4項、121条2項)。

破産手続では、適宜支払われるべきものが手続費用、業務運営費、申立受理後に発生した債権、申立受理後に発生した労働関連債権<sup>33</sup>及び破産手続中に発生した給与債権で

<sup>30</sup> 最低債務額は、2002年制定時より改定されていない。EBRD発表によれば、GDPは、2002年が10兆8,175億ルーブル(4,402億米ドル)、2006年が26兆6,210億ルーブル(1兆834億米ドル)、一人当たりGDPは2002年が2,379.8米ドル、2006年が6,874.0米ドルである。最低賃金月額も2002年は450ルーブル(18.3米ドル)、2006年は1,100ルーブル(44.7米ドル)、2007年は2,300ルーブル(93.6米ドル)と増額している。EBRD発表数値以外は、1米ドルを24.57ルーブルで換算している。

<sup>31</sup> 仲裁裁判所の判決の場合、言渡しから1ヶ月で法的効力を発生する(仲裁訴訟法180条)

<sup>32</sup> ウズベキスタン倒産法においても、債務者はかかる意見書を提出することができる(47条)、裁判所は、倒産認定を判断する事件審理の際に検討するとされている。

<sup>33</sup> シベリア地方僻地では退職に伴い住居移転費用が出されることがある。

ある。その他の債権には弁済順位が付けられ、第一位が個人の生命等損害賠償請求権・精神的損害賠償請求権、第二位が退職金・給与債権及び知的労働の報酬債権、第三位が租税債権を含むその他の債権である。

担保権の実行についての明文はないが、認められないと考えられる。再建型手続で担保物が売却される場合には、担保権者は、売却の同意・不同意を出せる（82条6項、101条5項）。担保物の売却代金は、担保設定契約の締結前に発生している第一順位及び第二順位の債権を弁済した後に、担保権者に支払われ、売却代金により弁済を受けられなかった部分は、一般の無担保債権として第三順位で弁済を受ける（138条）。再建型手続において担保物が売却されない場合、他の無担保権者と同等の扱いになると思われる。

#### （４）事件件数<sup>34</sup>

ロシアでは、2005年時点で440万企業があると言われているが、2006年の受理件数は83,063件である（2005年は25,643件である。以下、括弧内は2005年の件数である。）。2006年中の倒産認定は76,447件（13,963件）<sup>35</sup>、倒産不認定は737件（308件）、終了した事件は60,848件（18,812件）である。2006年中に実施されていた外部管財は947件（1,013件）、2006年で支払能力が回復し事件が終了したものは31件（21件）である<sup>36</sup>。一方、財政健全化については、それぞれ、39件（32件）、8件（2件）である<sup>37</sup>。2006年の和議承認は106件（84件）である<sup>38</sup>。

受理件数が3.2倍に激増したものの、清算事件のみ増加しており、和議を含む再建型事件は減少している。

## 6 タジキスタン倒産法（全100条）

1章 総則（1条～21条）	5章 監視（42条～50条）
2章 倒産予防（22条～23条）	6章 外部管財（51条～69条）
3章 裁判所における倒産事件の審理 （24条～38条）	7章 破産手続（70条～86条）
4章 個人事業者の倒産（39条～41条）	8章 和議（87条～100条）

### （１）概要

倒産法は、国家企業（運用管理権に基づいて国有資産を運用し事業を行う企業）以外の法人に適用される。

<sup>34</sup> ロシア連邦最高仲裁裁判所発表の資料（<http://www.arbitr.ru/news/totals/>）より。

<sup>35</sup> 過去の認定件数は、2003年が17,081件、2004年が9,390件である。

<sup>36</sup> 過去の実施件数及び支払能力回復件数は、2003年が2,081件、28件、2004年が1,369件、14件であり、外部管財の実施件数は減少している。

<sup>37</sup> 過去の実施件数及び支払能力回復件数は、2003年が10件、0件、2004年が29件、1件であり、財政健全化の実施件数は微増している。

<sup>38</sup> 過去の承認件数は、2003年が170件、2004年が150件で、和議承認も減少傾向にある。

基本構造は、ウズベキスタンの倒産制度から、債務者の経営権限が管財人に移譲されずに債務者に残るDIP型再建手続を除いた制度と言える。ロシア法と異なり、債権者の申立てに執行正本は不要である。事件開始事由は、3ヶ月不履行の債務があり（5条、倒産兆候）、その額が貸借対照表上の資産額の10%以上であることである（24条2項）。債権者申立てであっても、申立受理と同時に監視が開始され、事件審理期日までの期間（監視期間）は2ヶ月以下である（24条1項、経済訴訟法114条）。再建型裁判手続としては管財人が債務者の経営権限を有するNon-DIP型「外部管財」（6章、期間は20ヶ月以下で6ヶ月延長可能）のみが用意されている。「破産手続」（7章、期間は1年以下で6ヶ月延長可能）での、配当順位は、第一順位が生命等損害賠償請求権、第二順位が労働債権、第三順位が被担保債権、第四順位が租税債権、第五順位がその他の債権である（78条）。担保物の売却代金は破産財団に組み入れられ、被担保債権は、破産財団から第三順位で弁済を受けるものと思われる。

## （2）事件数

2007年3月時点では7件しか係属していないとのことである<sup>39</sup>。また、2003年の制定から一度も改正されておらず、倒産法の利用が少ないことが伺われる。

## 7 カザフスタン倒産法（最終条文は107条だが、全118条）

1章 総則（1条～10条の3）	7章 簡易倒産手続（89条～95条）
2章 債権者委員会（11条～14条）	8章 裁判外清算手続（96条～99条）
3章 裁判手続における倒産事件の審理 （15条～41条）	9章 街形成法人の倒産に関する特則 （100条～103条）
3章の1 外部監視（41条の1～41条の8）	9章の1 農業組織の倒産に関する特則 （103条の1～103条の5）
4章 更生手続（42条～59条）	11章 最終章（106条～107条）
6章 破綻債務者の清算（破産手続） （65条～88条）	（5章和議及び10章経過措置規定は削除）

## （1）概要

倒産法は、運用管理権に基づいて国有資産を利用する企業や施設を除く法人に適用され、倒産が認定された銀行及び保険業者の清算には政府決定により承認された規程が適用される（2条）。農業組織については、政府決定による特則も適用される。

手続の基本構造については、法文からはわかりにくいですが、ロシア型 Single-Gateway 手続ではなく、申立人が適用手続を特定して申し立てるものと考えられる。清算型手続としては裁判上の手続である「破産手続」と裁判所の関与しない「裁判外清算手続」が、

<sup>39</sup> 2007年3月、タジキスタンの国立大学において口頭で聞いた数字である。最高経済裁判所においては、具体的な件数は示されず、事件は非常に少ないとの説明を受けた。

再建型手続としては「更生手続」がある。また、「外部監視」も独立した再建型手続といえる。集团的和議（5章）は、1998年に廃止されている。

### ① 債権者の代表機関－債権者委員会（2章）

カザフスタン倒産法では、債権者の利益を代表し、債権者としての意思決定をする機関は、債権者委員会である。債権者委員会は、労働債権者の代表者、租税債権者や最大口債権者等7名以下の債権者から構成される（11条）。その他債権者は、債権者委員会に出席し発言することはできるが、議決権は有しない（14条4項）。全債権者が参加できる債権者集会は存在しない。

### ② 国家機関の参加

2001年、倒産手続実施の監督、破綻債務者の裁判外清算手続における監督を行う国家機関の権利・役割が整理され強化された（10条の1～10条の3）。現在、当該機関は、財務省下の破綻債務者問題処理委員会（以下、「破綻処理委員会」という。）<sup>40</sup>である。

破綻処理委員会は、管財人の資格管理や活動の監督だけではなく、倒産手続において任命・解任の権限も有する<sup>41</sup>。また、手続上、債権登録簿の争いを審理し、債権登録簿を承認する権限も有する。倒産手続外では、その地方機関が、支払無能の企業・組織の財政をモニタリングし、支払無能の企業・組織の一覧を作成している。

## （2）清算型手続－破産手続（6章）

### ① 倒産事件の開始

債務者、債権者<sup>42</sup>、検察官からの倒産認定の申立てが受理されると倒産事件が開始する。事件開始には、月決済指標の150倍以上の額の債務が要件とされ（3条4項）、2008年であれば、175,200 テンゲ（約1,460米ドル）以上でなくてはならない（債務者の所在が不明の場合は除く。）<sup>43</sup>。さらに、債権者申立ての場合、かかる債務が弁済期を3ヶ月徒過していること（支払無能、4条1項）、債務者申立ての場合、債務者がかかる債務を全額弁済できる能力のないこと（破綻、4条2項）<sup>44</sup>も要求される。

債務者申立ての場合は事件開始から10日以内に、債権者申立ての場合は債務者が支

<sup>40</sup> Комитет по работе с несостоятельными должниками Министерства финансов РК

<sup>41</sup> ロシア法でも管財人所属組織が推薦するが裁判所が承認し、ウズベキスタン法でも債権者や倒産事件を管轄する国家機関が推薦するが裁判所が任命し、最終的には裁判所が関与する。

<sup>42</sup> 22条からは民事法上の債権を有する者のみが申立権限を有するとも考えられるが、15条では税務機関による申立ても認められている。

<sup>43</sup> 月決済指標は、毎年、共和国予算に関する法律により定められ、2007年は1,092 テンゲ、2008年は1,168 テンゲである。2008年の最低賃金月額、10,515 テンゲ（87.6米ドル）である。EBRD発表によれば、2006年一人当たりGDPは5,221米ドルである。EBRD発表数値以外は、1米ドルを120テンゲで換算している。

<sup>44</sup> 1条17号の定義によれば、破綻とは、裁判所または債務者により認定された、金銭債権を全額満足させることができないという債務者の無能力であるとされており、ここでは、債務者自身が弁済不可能と判断すればよいということなのか、債務超過といった事実が必要なのか不明である。

払能力を証明できなければ事件開始から2ヶ月以内に、裁判所は、申立てを審理し、債務者の倒産を認定し(36条)、「破産手続」を開始する。裁判所による事件審理は債権者の決議を前提としていないため、審理期日は、申立受理と同時に定められる必要はない。そのため、裁判所は、ある程度事件を検討し準備した後に、上記の期間内で審理期日を指定する(34条)。

債権者申立ての場合、債務者は、支払能力の回復の現実的可能性があれば、再建型手続である更生手続の実施を申立てることができ(43条1項)、申立てが認められれば、倒産認定の判断は保留されて更生手続実施の決定が出される(35条1項)。債権者は、事件開始後に、更生手続を申し立てることはできない(43条1項)。

ロシア型制度とは異なり、「監視」といった管財人が任命される保全手続はない。しかし、事件が開始すると、債務者の社員や機関は、財産の処分権限を失い<sup>45</sup>(もっとも、裁判所は、日常業務遂行に必要な範囲で処分権限を有する者を決定することができる)、債権も倒産手続の範囲外での行使は認められない(28条)。さらに、申立てがあれば、財産の差押えといった保全措置もとられる(30条)。

## ② 破産手続の開始

破産手続は、原則9ヶ月以下の期間で実施されるが、破産管財人の申立て・債権者委員会の同意により、3ヶ月間、裁判所ではなく破綻処理委員会が延長できる(65条2項)。破産管財人は、裁判所の委任を受けて、破綻処理委員会が任命する(69条)。破産管財人は、債権者委員会を組織し、破綻処理委員会の承認を受けて第一回会議を招集する。第一回会議は、破産管財人の作成した破産財団換価計画を検討し承認すると思われる(13条、70条6号)。

債権は、公告から2ヶ月以内に届けられ、破産管財人により審理される。債権登録簿は、破産管財人が作成し、破綻処理委員会が承認する(71条~73条)。

手続費用は必要に応じて支払われる。破産財団の配当順位は、第一位が個人の生命等損害賠償請求権、第二位が給与・手当債権、社会保障国家基金への積立金、強制年金等(開始時で未弁済のもの。事件開始後に発生し倒産認定前に支払われなかったものも第二位債権に含まれる)、第三位が被担保債権、第四位が租税債権(開始時の未納額。開始後に課せられて倒産認定前に納金されなかったものも第四位債権に含まれる)、第五位がその他の債権である(75条、77条以下)。

担保物は一般的に破産財団の構成から除外されておらず(74条4項)<sup>46</sup>、被担保債権が第三位債権とされているので、担保権者は担保売却代金を優先的に受け取る権利はないと考えられる。一方で、被担保債権は、担保物の価値から満足を受け、担保より保証されない部分は第五位債権として扱われると定められているので(79条)、担

<sup>45</sup> この点、倒産事件においては、事件の開始や法人機関の権限喪失が不動産登記簿に公示されるわけではないので、債務者が無権限で不動産を売却し、善意取得者の問題があると指摘されている。

<sup>46</sup> カザフスタン共和国証券化法令に基づき証券化された資産は破産財団から除外されている。

保物の評価額につき第三順位で弁済を受け、担保割れ部分については第五順位で弁済を受けるものと思われる。

破産管財人は、弁済終了後、破綻処理委員会の同意を得た報告書を裁判所に提出し、裁判所は、破産手続を終了する。

### (3) 再建型手続—更生手続（4章）

更生手続は、営利組織に適用される裁判上の再建手続である。

債務者及び債権者・第三者<sup>47</sup>は、債務者が破綻状態であっても再生の可能性がある場合、更生手続の実施を申し立てることができる。申立ては、まず、裁判所ではなく破綻処理委員会に出され、この際、破綻債務者の更生計画が提出されなければならない。また、被担保債権額及び一般の破産債権額のそれぞれ過半数を保有する債権者の同意もなくてはならない（43条）。更生計画は、財産売却、第三者からの再生支援といった事業の建て直し策のほか、弁済の期日も含まなければならない（44条）。申立てを受けた破綻処理委員会は、債権者委員会を組織・招集し、更生計画を審議し、同意する場合、破綻処理委員会・債権者委員会の同意が裁判所に提出される。

裁判所が更生手続の適用を決定すると<sup>48</sup>、破綻処理委員会が更生管財人を任命し（48条）、更生管財人が会社の財産管理・事業経営権を得て更生計画を実施する。実施期間は3年間で、裁判所が6ヶ月まで延長することができる。この間に、更生管財人は、事業の再建と債権者への弁済を完了しなければならない。

一部債権を除き、更生手続開始前に履行期の到来した債権については、個別請求・個別弁済が認められない<sup>49</sup>。債権届出、債権審理、債権登録簿の作成・承認、債権の弁済順位は、破産手続の規定に従う。更生管財人は、債権登録簿の作成・承認後、更生計画のうち弁済に関する部分を、裁判所の承認を得て、変更することができる（51条1項）。

計画が実施され弁済が完了した場合、裁判所が終了を決定するが、計画が不成功に終わった場合、裁判所は、倒産を認定し破産手続を開始し、債務者は清算される。

2001年の改正により、債務者が更生手続を主導した場合、破綻処理委員会は、債権者委員会の同意を得て、更生管財人を任命するのではなく更生管財人の役割を債務者の代表者に与えて、債務者自身に更生手続を実施させることができる（9条1項の1）

### (4) 外部監視（3章の1）

外部監視は、故意倒産の予防・回避を目的に2006年1月に導入された手続である。

3ヶ月から1年間の期間、債権者が手続費用を負担し、外部監視管理人の監督下で、債

<sup>47</sup> 42条は、更生手続は債務者の申立てにより適用されると定めるが、13条は債権者委員会にも裁判所への更生手続実施申立権限を、43条は債権者・第三者にも破綻処理委員会への実施申立権限を認めている。

<sup>48</sup> 43条6項によれば、裁判所は、当該合意を受領してから5日以内に、計画を承認し手続適用決定を出すので、債務者等申立人は、別途、裁判所に申し立てる必要はないと思われる。

<sup>49</sup> 47条4項は、開始前に発生した債権は債権登録簿承認後に弁済されると定めるが、同条1項4号は手続実施期間中に弁済期の到来したものは、弁済期に弁済されるとある。



務者が事業を継続し債務を弁済する。外部監視開始は、債権者または破綻処理委員会が、裁判所に、申し立てることができるが、申立てには、債権者3名以上が同意し、債務者が支払無能<sup>50</sup>にあることが条件となる。

外部監視管理人の活動を監督するために債権者委員会も組織される。外部監視期間中、他の債権者は、個別請求をすることも債務者の倒産認定を申し立てることもできない。

法令からは倒産事件開始後にも実施できるのか、破産手続や更生手続との関係が不明瞭であるが、倒産事件の開始前に導入されるべきであるとの意見が出されている<sup>51</sup>。

## (5) 裁判外清算手続（8章）

裁判外清算手続とは、債務者または債権者が破綻処理委員会に申し立てて実施される、裁判手続によらない破綻債務者の清算手続である。申立事由、開始事由、開始の効果、破産管財人（清算人）の権限、実施手続は、破産手続の規定に従う。

破綻処理委員会は、開始を決定した場合、債権者委員会を組織し、債権者委員会は、裁判外清算手続に同意するか、裁判所に倒産認定を申し立てるか決議する。破産管財人の報告書を承認するといった破産手続における裁判所の権限は、債権者委員会が有する。

## (6) 事件件数<sup>52</sup>

カザフスタンにおいて登録されている商業企業は、2006年で約19万社である<sup>53</sup>。2008年1月1日時点で、清算を行っている企業は422社、更生手続を行っている組織は31社である。2007年中に更生手続を開始した法人は20社、更生手続を成功させ倒産事件を終了したのは9社である。外部監視については、2007年には40社が外部監視を実施した。

<sup>50</sup> 1条16号の定義によれば、単に金銭債務を履行できないことであるが、4条1項の債権者による倒産認定の申立事由としての支払無能は、履行期を3ヶ月徒過していることであり、外部監視における支払無能の内容は不明である。

<sup>51</sup> «Аналитическая справка по Закону Республики Казахстан от 21.01.1997г. «О банкротстве»» по состоянию законодательства на 20.04.2007г., Ильясовой К.М., научный сотрудник ТОО «Институт законодательства Республики Казахстан 「1997年1月21日制定倒産法（1997年1月21日制定，2007年4月20日現在）についての分析」有限責任会社「カザフスタン共和国法令研究所」研究員イリヤサヴォイ K.M.（以前は司法省下の法令研究所）

<sup>52</sup> 財務省サイト（<http://www.minfin.kz/index.php?uin=1163492838&lang=rus>）より。

<sup>53</sup> 2006年5月時点での商業企業数は、株式会社4,029社、有限責任会社171,560社、補充責任会社193社、合名会社2,740社、合資会社106社、生産協同組合7747組合、国家企業7,149社である。以上は、ICNL (International Center for Non-for-Profit Law)のサイト（[www.icnl.org](http://www.icnl.org)）による。

## 8 キルギス倒産法（最終条文は 138 条だが，全 157 条）

1 章 総則（1 条～26 条）	11 章 銀行倒産を予防する措置の実施方 法及び規則 銀行倒産の特則 （116 条～120 条の 1）
1 章の 1 裁判所における倒産事件の審理 （27 条～27 条の 33）	
2 章 特別管理（27 条の 34～55 条の 1）	12 章 個人事業者の倒産（122 条）
3 章 一時管理人（61 条～64 条）	13 章 農産業に従事する者の倒産 （123 条～124 条）
4 章 特別管理人（65 条～73 条の 2）	
5 章 特別管理人及び担保権者 （74 条～77 条）	14 章 所在不明債務者の倒産 （125 条～128 条）
6 章 倒産審理手続における責任原理 （78 条～84 条）	15 章 保険機関の倒産（129 条～132 条）
7 章 債務弁済の規則及び順位 （85 条～91 条）	16 章 証券市場に業として参加する者の 倒産（133 条～136 条）
8 章 再生支援（93 条～97 条）	17 条 社会基金団体の倒産（137 条）
9 章 更生（98 条～104 条）	18 章 協同組合の倒産（138 条）
10 章 和議（105 条～115 条）	

### （1）適用範囲

倒産法は，運用管理権に基づく国家企業及び銀行を除く営利法人に適用され，法令に定められている場合には非営利法人にも適用される。倒産法には銀行に関する規定・特則が少なからず含まれているが，これらは適用されず，銀行には，キルギス共和国法「銀行の活動保全，清算及び倒産に関して」（2003年11月11日制定，2004年2月15日から適用）が適用される。

### （2）倒産事件の開始

倒産事件の申立権限は，債務者，債権者，倒産事件を管轄する国家機関<sup>54</sup>にある。検察官に申立権限はない。申立ては，債務者の倒産認定を求めるものであるが，倒産認定後に適用されるべき手続も指定しなければならない（27 条の 6，27 条の 8）。手続としては，法人を清算する「特別管理」，法人を維持して再建を目指す「再生支援」，「更生」を指定することができる（27 条の 6，27 条の 8）<sup>55</sup>。「和議」はどの段階においても締

<sup>54</sup> 現在は，国有資産管理国家委員会の下の倒産事件局（управление по делам банкротства）である。国が債権者である場合や国が債務者の株式（持分）を保有している場合に，国の利益を代理する機関として倒産事件に参加する。倒産事件局の他に，省庁間倒産評議会（межведомственный совет по банкротству）も存在し，経済的社会的に重要な企業の倒産を審理している。

<sup>55</sup> しかし，「再生支援」を定める第 8 章からすると，再生支援は，倒産事件の開始後，倒産認定前に，倒産事件手続を中断して実施する手続と考えられる。また，「更生」については，第 9 章からすると，倒産認定の申立てとは関係なく，更生手続の実施を求める独立した申立てを出すものとも思われる。

結することができる。

債務者が弁済期に債務を弁済しない・弁済できない場合や不履行がなくとも債務超過の事実を監督機関が確認した場合等（9条，倒産兆候），申立てが認められる。さらに，債務者以外の申立人による事件開始には，法人債権者の場合，債権額は決済指標<sup>56</sup>の500倍，つまり，2008年1月時点では50,000ソム（約1,388米ドル）以上，個人債権者の場合，決済指標の5倍である500ソム（約13.8米ドル）以上でなければならない（9条の1）。

申立てが受理されると，裁判所は，受理から1ヶ月以内の期間で事件審理日を指定する（27条の16）。裁判所の審理の前に債権者集会が招集され債権者の意思を確認することはない。

申立受理から審理期日まで，支払請求や財産の差押えのための裁判上の行為及びその他の行為は停止される（27条の11）。また，裁判所は，債務者の機関の財産処分権限を制限したり，事件申立人の申立てがある場合は一時管理人を任命して債務者財産の保全にあたらせることもできる（27条の14，3章）。

裁判所は，債務者に倒産兆候があれば，再生の可能性があっても倒産を認定し，同時に，その後適用する手続（特別管理，再生支援，更生）を指定すると思われる（27条の20，27条の21，ただし，脚注55参照。）。

### （3）法人清算型手続—特別管理（2章～7章）

特別管理は，法人自体を清算する手続であり，倒産事件を管轄する国家機関が任命した特別管理人が「清算」または「再編」のどちらかの形で実施する。特別管理人は，債務者の財産管理・事業経営権限を有し，12ヶ月以内に債務者の財産を換価し順位に従い配当することもできるし（清算），債務者の資産を現物出資して新たに法人を設立しその持分を売却し，その売却代金で債権者に弁済することもできる（再編）。弁済順位は，第一位が個人の生命等損害賠償請求権，第二位が労働債権（倒産認定前の3ヶ月分まで）等，第三位が一般の無担保債権，第四位が租税債権，第五位が違約罰等である（87条）。特別管理開始前に発生した債務であれば相殺が認められる（88条）。

特別管理が開始しても担保権に何ら制約はない。担保物は清算財団に含まれず（86条），担保権者は，担保権を実行して債権を回収することができる（74条）。

### （4）再建型手続—再生支援（8章）・更生（9章）

再生支援とは，6ヶ月以下の期間で，第三者の支援により財政上，組織上の再建策を実施し，債権者への弁済を行う手続である。債務者が再生支援実施を裁判所に申し立てる場合，裁判所は，第三者が債務を保証することを確認し，倒産事件手続を中断して再

<sup>56</sup> 決済指標に関する法律に従い国会が定める指標である。2006年6月15日に100ソム（約2.7米ドル）に定められた。キルギスにおける最低賃金月額は，2007年1月1日から340ソム（約9.4ドル），EBRD発表の2006年一人当たりGDPは549米ドルである。EBRD発表数値以外は，1米ドル36ソムで換算している。

生支援を認める（95条）。

更生手続は、債務者が作成し債権者集会が承認した更生計画を<sup>57</sup>、債務者の経営権限を移譲された外部管財人<sup>58</sup>が実施する手続である。更生計画には弁済方法を記載しなくてはならないが（104条）、実施期間は限定されていない。

## （5）裁判外手続

特別管理、再生支援、更生は裁判外でも実施しうる。債権者集会は、債務者の同意の下、債務者の倒産を宣言し特別管理人を任命して、裁判所の関与なく特別管理を実施することができる（28条～30条）。再生支援も債務者と債権者の合意により（93条3項）、更生手続も、債権者集会により更生計画が承認され外部管財人が任命されることにより（8条4項、93条の3項）、裁判外で実施することができる。

## （6）事件数<sup>59</sup>

2007年11月1日時点で、345社が倒産事件にある。これら破綻企業の250以上または70%以上が、財産がなかったり代表者の行方がわからなくなっている事件であり、多くの事件が滞納税処理のため税務機関が申し立てたものである。2007年は、11月1日までに47企業が倒産認定を受け、7企業が特別管理の再編を実施している。

## 9 おわりに

CIS諸国の倒産法は、ソ連時代、業績が悪化しても倒産することなく負債を溜めていた企業を経済取引から撤退させる手続として始まった。その後、どの国の倒産法でも、再建型手続が組み込まれているが、債務全額弁済が原則とされていることからしても、事業再生という視点よりも、債権回収の一手段と位置づけられているように思われる。このように、各国の倒産法自体のコンセプトはまだ一致しているようだが、一方で、手続のコンセプトは、わかれつつある。

債権者の意思を尊重し厳格・慎重な手続に向かっていったのが、ロシア、ウズベキスタン、タジキスタンである。破綻債務者の処理を債権者集会が決定するため、債権者集会の参加者（債権者）の確定に時間を要する。事件審理まで、ウズベキスタンでは3ヶ月、ロ

<sup>57</sup> 債務者は更生計画案を策定後、債権者集会の承認を得て、裁判所にも承認を申し立てる（98条2項1号、99条2項、101条、102条の2）。一方で、債務者は倒産認定を申し立てる際、倒産手続（更生手続を含む）を指定しなければならず（27条の6）、更生手続を指定する場合、更生手続計画を添付して倒産認定を申し立てなければならないのか（必要添付書面にはあげられていない）等、倒産認定の申立てや倒産事件開始との関係が不明である。

<sup>58</sup> 裁判上の更生手続では外部管財人は、8条4項によれば倒産事件を管轄する国家機関が任命すると規定されているが、98条2項3号によれば裁判所が更生計画の承認と同時に任命するとされている。また、脚注55とも関連するが、102条の1には、債権者集会が計画を承認した後5日以内に、債務者または「外部管財人」が、裁判所に計画承認を求めると定められており、裁判所による計画の承認と外部管財人の任命といった手続が不明である。

<sup>59</sup> 国有資産管理国家委員会サイト

（[http://spf.gov.kg/index.php?option=com\\_content&task=view&id=61&Itemid=82](http://spf.gov.kg/index.php?option=com_content&task=view&id=61&Itemid=82)）より。

シアでは7ヶ月もの期間が認められている。ウズベキスタンでは、実務上、45日程度で期日を指定すると聞いたが、そうであっても、債権届出期間の30日は必要である。さらに、ロシア法では、申立ての必要最低債権額は4,000米ドル程度と要件にもならないほど低額であるが、債権者にはまず支払請求の個別訴えの提起が要求され、倒産事件申立てのハードルも高い。もっとも、2005年から2006年に、申立件数が急激に増加しており、その要因が社会経済上の変化なのか何らかの倒産制度・運用の変更なのか興味深い。

一方、カザフスタン、キルギスは、迅速性に重きを置いた手続となっている。キルギスでは相殺や担保権実行といった点で、債権の早期回収も図られている。カザフスタンでは、債権者集会が存在せず、国家機関による決定も多く、手続上の決定が早く出される仕組みである。もっとも、迅速な手続の欠点もあり、事件開始の必要最低債権額（1,500米ドル）も少額で容易に倒産認定を得ることができるために、故意倒産・計画倒産が問題となっている。2006年には、そのような悪意の倒産を回避するため新手続も導入され、従来の再建型手続よりも利用されているようである。

このように、これまで、「CIS 諸国」、または、特に「中央アジア諸国」と一括りにされてきた地域だが、経済成長の差も拡大するように、法制度も多様化しつつあるようにもみえる。